

県営建設工事公正入札調査委員会設置要領

平成 12 年 10 月 1 日

(沿革) 平成 12 年 10 月 1 日制定、平成 16 年 3 月 29 日付け総務第 1300 号一部改正、平成 18 年 3 月 24 日付け総務第 1125 号一部改正、平成 21 年 3 月 30 日付け総務第 1252 号一部改正、平成 22 年 3 月 18 日付け総務第 1216 号一部改正、平成 29 年 3 月 29 日付け総務第 204 号一部改正、平成 31 年 3 月 28 日付け総務第 236 号一部改正、令和 3 年 3 月 31 日付け出総第 383 号一部改正

1 趣旨

県営建設工事の入札の適正を期するため、公正取引委員会等との連携を図りつつ、入札談合に関する情報が寄せられた場合及びその他入札の公正な執行を妨げるおそれがある場合に的確な対応を行い、入札を適正に執行することを目的として、出納局に県営建設工事公正入札調査委員会（以下「本庁委員会」という。）を、広域振興局の審査指導監に地方県営建設工事公正入札調査委員会（以下「地方委員会」という。）を設置するものとする。

2 調査審議事項

(1) 本庁委員会は、予算規則（昭和 39 年岩手県規則第 12 号）第 2 条第 2 号に規定する地方公所（以下「地方公所」という。）の長が執行する工事以外の工事について、また、地方委員会は、地方公所の長が執行する工事について、それぞれ入札談合に関する情報が寄せられた場合及びその他入札の公正な執行を妨げるおそれがある場合には、次に掲げる事項を調査審議するものとする。

ア 事情聴取の実施、入札の延期その他の入札談合に関する情報があつた場合の対応

イ その他入札の公正な執行を妨げるおそれがある場合（地方自治法施行令第 167 条の 10（第 167 条の 13 において準用する場合を含む。）の規定により、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不相当であると認められる場合を含む。）の対応

(2) 本庁委員会及び地方委員会は、それぞれ(1)の工事に係る入札事務の執行状況を調査し、指導するものとする。

(3) 本庁委員会は、必要に応じ公正取引委員会等への通報を行うものとする。

3 構成

(1) 本庁委員会は、出納局長を委員長とし、出納局副局長、県土整備部建設技術振興課総括課長、出納局総務課入札課長及び入札談合情報に係る工事の所管課長をもって構成する。

(2) 地方委員会は、広域振興局副局長を委員長とし、審査指導監、農林部長（農政部及び林務部を置く広域振興局にあつては、農政部長及び林務部長）若しくは農林振興センター所長若しくは農村整備センター所長、水産部長若しくは水産振興センター所長、土木部長若しくは土木センター所長及び当該所管区域内に所在する入札談合情報に係る工事の関係地方公所の長をもって構成する。

(3) 本庁委員会及び地方委員会には、必要に応じて委員長が指名する職員を構成員に加えることができるものとする。

4 会議

本庁委員会及び地方委員会は、入札談合に関する情報があつた場合に、必要に応じて随時会議を開催するものとする。ただし、緊急やむを得ない事情があり、会議を開催することができない場合には、委員長は、書類の回議をもって会議に代えることができるものとする。

5 庶務

本庁委員会の庶務は出納局総務課において、地方委員会の庶務は広域振興局の審査指導監において処理するものとする。

附 則 （平成 12 年 10 月 1 日制定）

この要領は、平成 12 年 10 月 1 日から適用する。

附 則 （平成 21 年 3 月 30 日総務第 1252 号）

改正後の要領は、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 （平成 22 年 3 月 18 日総務第 1216 号）

改正後の要領は、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 （平成 29 年 3 月 29 日総務第 204 号）

改正後の要領は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 （平成 31 年 3 月 28 日総務第 236 号）

改正後の要領は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 （令和 3 年 3 月 31 日出総第 383 号）

改正後の要領は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。